

東石山中学校 生徒指導部

いじめ防止基本計画と校内体制

いじめは、深刻な人権侵害であることを認識し、いじめを生まない学校づくりに努める。いじめに対して、積極的、組織的に対応し、必要に応じて外部機関と連携しながら、生徒と共に解決を図る。また、「いじめ対策推進法」(平成25年法律第71号)を受け、その基本理念に基づき、第7条・第8条による学校の責務を重く受け止め対策を講ずる。

いじめ対策推進法 第三条 (基本理念)

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

ア 基本方針

① 基本理念

いじめは人権を侵害する重大かつ深刻な問題であるという認識を常にもち、教育活動全般を通して、いじめを生まない風土づくりに努める。早期発見を心がけ、発生時は生徒と共に解決を図り、必要に応じて外部機関と連携しながら組織的に対応する。

イ いじめの定義 (いじめ防止対策推進法に伴い、平成25年度から以下の通り定義されている)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が、在籍する学校に在席している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものも含む。) であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

ウ 目指す生徒像

いじめをしない、させない生徒。

エ いじめを生まない風土づくり

① 校内

・教育活動全般を通して、規範意識を高め、きまりを守った学校生活を送れるよう支援する。

- ・道徳の授業、生徒会活動等を通して、思いやりの心を育てる。
- ・生活ノート、教育相談、生活の振り返り等により、生徒個々の実態把握に努める。
- ・朝の玄関指導、昼休みの巡視、部活動指導等、生徒と共に生活することにより、細やかな支援を行う。

② 校外

- ・保護者との連絡を密にし、互いに相談しやすい関係を築く。
- ・青少年育成協議会・民生委員・児童委員等を通して、地域での生徒の様子を把握し、協力して支援に当たる。
- ・小学校との引き継ぎや定期的な情報交換を通して、個々の特徴を理解した支援を行う。
- ・「SNSやインターネットによるいじめ」を防止するため、たよりや講演会を通して、家庭の環境整備を促す。

オ いじめへの対処

- ・報告、連絡、相談を迅速に行い、外部機関との連携等、組織的に対処する。
- ・いじめられた生徒の心のケアを第一に考え、対処する。

カ 具体的な対策

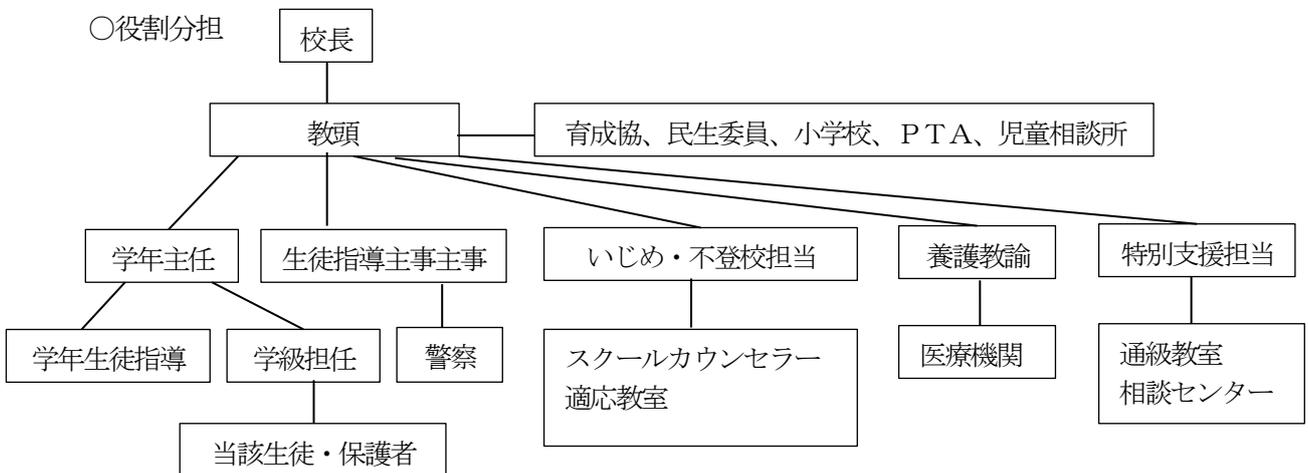
○「東石山中学校区いじめ防止連絡協議会」

- ・構成：各校校長、教頭、教務、生徒指導主事、生活指導主任、地域コミュニティ協議会、青少年育成協議会、民生委員・児童委員、各校PTA三役
- ・年2回（6月、12月）各校生徒指導主事、生活指導主任が情報を提供し、共通理解を図る。

○「いじめ対策委員会」

- ・構成：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、いじめ・不登校担当、養護教諭、特別支援担当
- ・毎週、生徒指導部会を実施。情報交換を行い、共通理解を図る。また、必要に応じて対策を検討する。

○役割分担



※外部機関との連携に関しては、上記のようになるが、当該生徒への指導等は事例によって連携、調整する。

キ 具体的な手立て

①学級担任

- ・生活ノートを毎日回収する。
- ・毎週末（基本的に金曜日）に週末反省を行い、その用紙を回収し、いじめの早期発見に努める。
- ・道徳の授業の中で、人権尊重等の意識を高める。

② 生徒会活動

- ・年2回「いじめ見逃し0スクール運動」を実施する。

③ SNSやインターネットによるいじめに関して

※以下のような学校の姿勢を保護者・生徒に伝え、徹底を促す。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① スマートフォン等、インターネットに接続できる機器は必要がなければ所持をしない。使用する場合は、保護者が責任をもって利用状況を把握する。② SNS等の利用は保護者の管理下で行う。 |
|---|

※生徒・保護者対象の講演会を実施。

ク 重大事態への対処

- 1 学校は、重大事態（※）に対し、同種の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- 2 学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を教育委員会に報告、教育委員会の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

※【重大事態とは】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき |
|--|

ケ 対応

- ① 情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会による調査に協力し、指導を受ける。
- ③ いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるとき、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。
※ 情報の提供に当たっては、生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ⑤ いじめを受けた生徒に対して、心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。
- ⑥ いじめを受けた生徒の保護者に対して、学校の管理下で発生した場合は誠実にお詫びをし、対処に向け全力を尽くすことを伝える。
- ⑦ いじめを行った生徒に対して、許されない行為であり、決して繰り返さないよう指導する。また、深い反省の上で立って再発防止を自ら誓うことができるようにし、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。
- ⑧ いじめを行った生徒の保護者に対して、事実をいねいに伝え、その行為の重大さを認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。また、保護者としての役割について、適切に指導、助言する。